平成２９年（フ）第５２号
徳島県鳴門市撫養町斎田字見白54番地１
破産者　田毎　幹子
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８号
愛知県豊田市足助町鬼ケ窪３番地11
破産者　浅井　英臣
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７７号
愛知県岡崎市仁木町字川越48番地　市営　仁木荘　４―408、前住所愛知県岡崎市六供町字３丁目21番地　ステープル六供　202
破産者　澤井　　資
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
愛知県高浜市湯山町４丁目15番地５　サンレスト湯山Ｂ―210、前住所愛知県碧南市東山町５丁目20番地６
破産者　島本　　博
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
愛知県豊田市大林町17丁目12番地３　グリーンヒルＮｏ．１　102号
破産者　焼肉きらくこと　江平　樹哉
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
愛知県西尾市伊藤町クテ22番地２　イーグルネスト鶴城102号室
破産者　長谷川雅丈
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
愛知県安城市高棚町中島152番地３
破産者　中野　貴志
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
愛知県岡崎市宮地町字郷東53番地　リバティ88　406
破産者　杉本　勝利
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８４号
兵庫県加古川市野口町良野478番地の６、従前の住所兵庫県加古川市野口町北野496番地の６　サニーハイツマツオ203号
破産者　前川　幸雄
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４９６号
兵庫県加古郡播磨町北本荘３丁目８番24号
破産者　大根田啓介
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２３号
高知市杉井流21番13号　マノワール杉井流131
破産者　平尾　奈緒（旧姓武田）
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１２号
鹿児島県姶良市蒲生町漆978番地
破産者　染川さとみ
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
鹿児島県霧島市国分松木町１番12―７号
破産者　楠元　和徳（旧姓田代）
１　決定年月日　平成30年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１４５２号
埼玉県川口市芝富士２丁目14番12号　メゾンクマキＡ―201号
破産者　新山　伸裕
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９５号
埼玉県和光市本町16番32号　石川荘102、旧住所埼玉県和光市白子２丁目28番11号
破産者　百崎　勝英
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０２号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ｃ―504
破産者　鈴木　國夫
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２９号
埼玉県北本市深井１丁目92番地６
破産者　永井　順平
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
奈良県大和高田市大字吉井336番地
破産者　道中　信子
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係